

# 告 示

## 埼玉県告示第百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年二月二十二日認可した。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

東第二土地改良区

二 事務所所在地

比企郡吉見町